

事業主各位

仙台卸商健康保険組合

### 健診当日の特定保健指導の実施について（お知らせ）

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当健保組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定保健指導については例年10月頃にご案内していましたが、健診から時間が経過し、あらためて面談時間を確保することが困難な場合も多いことから、**健診の結果等に基づき、特定保健指導の対象となられた場合、健診当日に面談を実施することといたしました。**平成30年度は、「みやぎ健診プラザ」での健診について**先行実施**し、今後拡充して参ります。

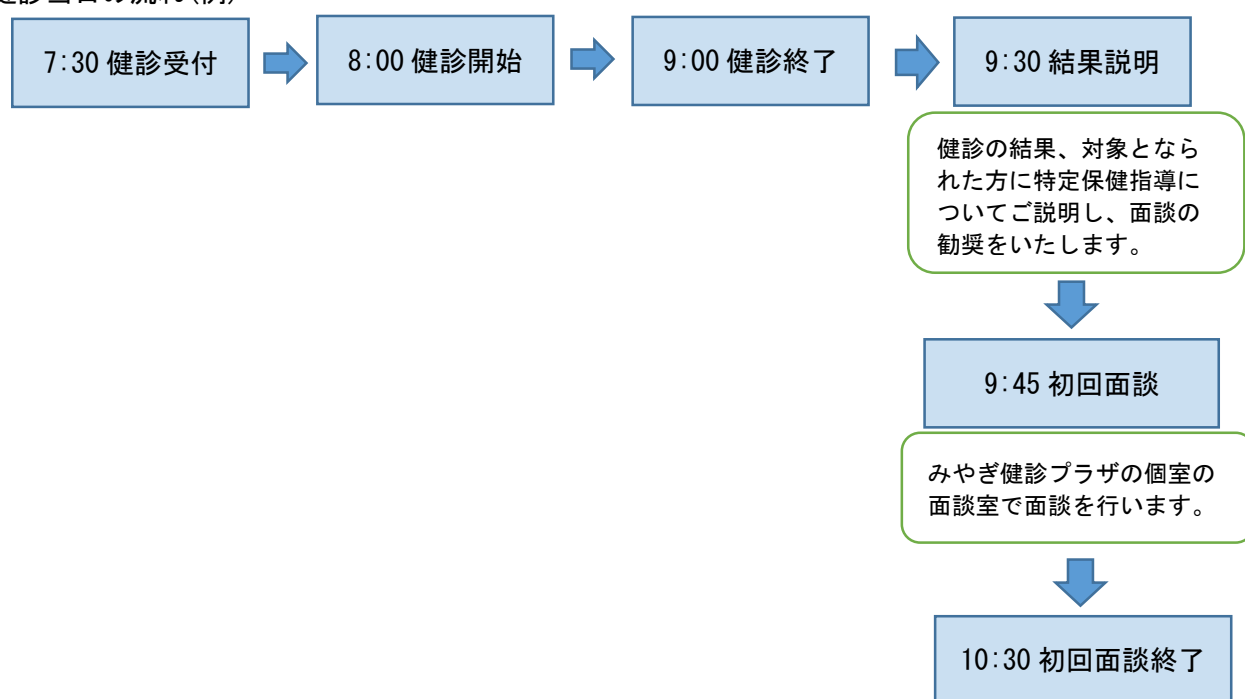
特定保健指導は、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病予防のため、対象者ご本人と保健師・管理栄養士が毎日の暮らしの中で「続けられそうな生活改善」を一緒に考え、その実践を後押しする取り組みです。生活習慣病のリスクに応じて「動機付け支援」「積極的支援」の2つのコースがあります。どちらも面談後一定期間、保健師等がフォローいたします。

特定健診・特定保健指導の実施は、健保組合をはじめとする保険者の義務とされており、その取り組み状況によっては、健保組合が国に納付する「後期高齢者支援金」の額が増減される場合があります。

健診や保健指導はみなさまの健康づくりに役立つとともに、健保組合の財政にも影響を与えますので、その受診につきましてあらためてご理解とご協力をお願いいたします。

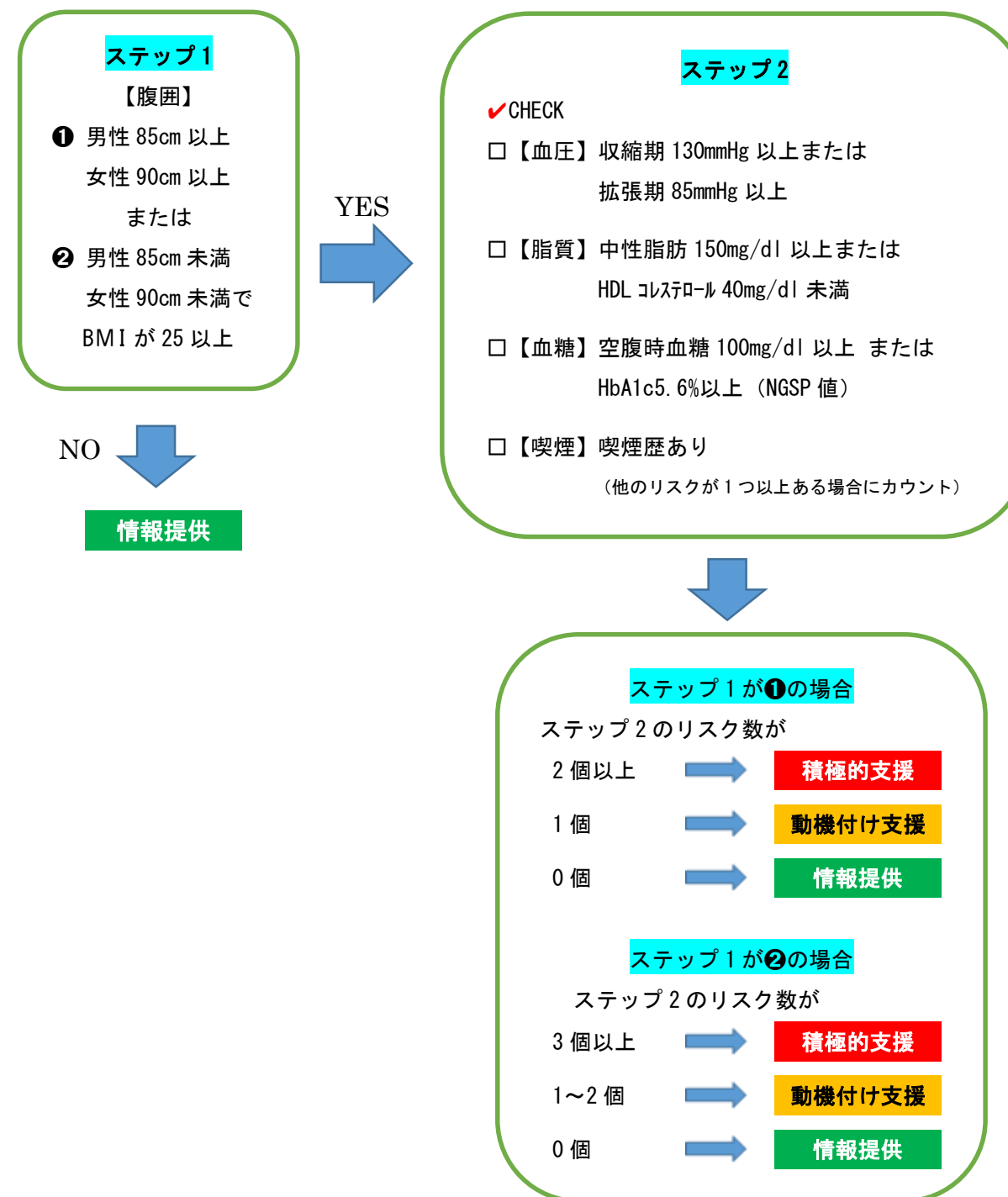
- みやぎ健診プラザでの健診時に生活習慣病リスクが高い方へ「面談」を実施します。
- 健診の結果、特定保健指導の対象となった「40・43・46…以降3歳刻みの方」が健診当日面談の対象です。
- 保健指導（面談など）の費用は健保組合が負担いたします。
- 事業所訪問による面談も可能ですので、ご相談ください。Tel 022-235-5896

#### ◇健診当日の流れ(例)



### ♥特定保健指導で健康リスクの高い方をフォローします

特定健診を受けた人の中で生活習慣病のリスクが高い人には、専門家と相談しながら改善していく「特定保健指導」で健康を守るお手伝いをします！



#### ◇特定保健指導の概要

- 動機付け支援
- 積極的支援

